

五島市脱炭素先行地域構築支援業務 審査要領

1. 審査員

- ① 総務企画部長を委員長とする選定委員会を設置し、審査を行う。
- ② 委員は、産業振興部長、地域振興部長、建設管理部長、総務企画部財政課長とし、委員長を含む5名で審査する。

2. 審査方法

提出書類による書類審査及び担当者プレゼンテーションによる面接審査

3. 審査項目及び配点

別表（審査基準表）のとおり

4. 合否の判定

基準点（60点×採点者数）を満たしている者のうち、上位の者を候補者として選定する。

なお、点数が同数となった場合は、選定委員会での協議で決定する。

5. 審査基準点

各審査項目における審査基準点は次のとおりとする。

項 目	審査基準点		
	配点5点	配点10点	配点20点
大いに必要・大いに可能・大いに期待できる・非常に良い	5	10	20
必要・可能・期待できる・良い	4	8	16
普通	3	6	12
やや不十分	2	4	8
不十分	1	2	4